

令和3年10月20日

委員各位

トラック輸送における取引環境・労働時間改善
富山県地方協議会 事務局

令和3年度の協議会の開催等について

委員の皆様方には、日頃より当協議会の活動にご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、一昨年度末から感染拡大が続いております新型コロナウイルス感染症ですが、現状では減少傾向にあるものの、第6波の蔓延に備え依然として収束時期については見通しの立たない状況となっておりますことから、このような状況下において感染拡大を防止する観点により、昨年度に引き続き、今年度の協議会の開催は見送ることとさせて頂きたく、ご了承願います。

また、トラック輸送における取引環境・労働時間改善に関する最近の動き等を以下に記載しましたので、ご確認頂きますとともに、ご意見・ご質問等がございましたら、事務局までご連絡下さい。

なお、政府としてペーパーレス化を推進していることから、申し訳ございませんが関係資料は同封致しませんので、インターネット検索等によりご確認願います。

1. 異常気象時における輸送の安全確保

大雪や台風などの異常気象時において、運行経路の変更や運行の中止等の柔軟な対応を行うことや、在庫の積み増しなどの物資融通を行うことについて、国土交通省本省、農林水産省本省及び経済産業省本省の連名で荷主団体宛てに要請文書を発出しておりますので、ご紹介致します。

<https://www.maff.go.jp/j/saigai/attach/pdf/index-267.pdf>

また、気象情報や道路情報等を掲載する全日本トラック協会のホームページを併せてご紹介いたします。

<https://jta.or.jp/member/anzen/snow.html>

<https://jta.or.jp/member/bath.html>

2. 標準的な運賃

「標準的な運賃」の告示を契機として、荷主と運送事業者の「取引の適正化」を図るためには、運送事業者が「標準的な運賃」の趣旨を理解するだけでなく、荷主をはじめとした物流に携わる者においても、ドライバーの人件費をはじめ、法令を遵守して持続的に運送事業を行っていくうえで必要となるコスト等のあり方について、理解して頂くことが不

可欠となりますので、ご確認をお願い致します。

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000213.html

3. 荷主等への働きかけ

違反原因行為（トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為）をしている疑いのある荷主等に対して、関係省庁と連携してトラック運送事業者のコンプライアンスの確保には荷主の配慮が重要であることについて、理解を求める「働きかけ」を行っており、荷主等が違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当の理由等がある場合には、「要請」や「勧告」を行うことになっております。

このような違反原因行為の疑いのある情報の投稿先として、「輸送・荷待ち・荷役などに関する意見等の募集窓口」を設置しておりますので、ご紹介致します。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000043.html

4. 荷主等「ホワイト物流」推進運動

本運動をさらに推進するため、より多くの企業に、とくに地方において影響力の大きい荷主企業に本運動へ参画頂けるよう、ご協力をお願い致します。

<https://white-logistics-movement.jp/>

5. 「加工食品、飲料・酒」「建設資材」「紙・パルプ」物流ガイドライン

「加工食品、飲料・酒」「建設資材」「紙・パルプ」の各輸送品目別にとりまとめられたガイドラインについて、厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省の各本省の担当課室の連名で、関係する業界団体に対して本年5月に周知の依頼を行ったところですが、改めてご確認をお願い致します。

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000230.html

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000216.html

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000214.html

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000215.html

6. 運転者職場環境良好度認証制度（働きやすい職場認証制度）

本制度では、自動車運送事業者による働き方改革の取組（職場環境の改善努力）を「見える化」、求職者が容易に確認できるようにし、より働きやすい労働環境の実現、安定的な人材の確保を図り、各事業者の人材確保の取組みを後押しすることを目的とした制度です。

今年度の募集は終了しておりますが、来年度の募集に向け多くの運送事業者に申請頂けるよう、ご協力をお願い致します。

<https://www.untenshashokuba.jp/>

7. 荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン

平成31年4月から改正労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が順次施行されており、現在適用が猶予されている自動車運転業務においても令和6年4月以降は時間外労働の上限が年間960時間に規制されることから、これに向けた労働時間削減の取組が重要となっています。「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」などにより、引き続き長時間労働改善に向けた取組みにご協力をお願い致します。

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000022.html

8. トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

厚生労働省では、令和元年9月に荷主・運送事業者・国民向けの「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」を開設しており、荷主・運送事業者向けの簡単自己診断やトラック運転者の労働時間改善に向けたFAQなどの取組に役立つ様々な情報、上記7のガイドライン等を説明した「荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナー」の動画などを掲載しておりますので、ご確認及びご活用をお願い致します。

<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>